

# 1 計画の基本的な事項について

## 1. 計画の趣旨

私達の国では障がいのある人もない人も、地域とともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けて、障がいのある人の自立と社会参加を進めるための施策を推進しています。本市においても、平成24年3月に「第三次宜野湾市障がい者福祉計画」を策定し、総合的な障がい者施策を展開してきました。そうした中、国は障がい者施策に関する法令等の成立・改正を次々と打ち出しています。また、沖縄県でも「共生社会条例」や「手話言語条例」が施行されました。こうした動きの中、これからは、全ての人を社会の構成員として包み、支え合い、ともに生きる社会を目指すという考え方が、学校・地域・社会づくりの新たな方向性として重要となってきました。本市においてもこの考え方に沿って、障がいのある人も、ない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを目指して、「第4次宜野湾市障がい者基本計画」、「宜野湾市第5期障がい福祉計画及び宜野湾市第1期障がい児福祉計画」を策定しました。

## 2. 3つの計画の関係について



障害者基本法

### ● 第4次宜野湾市障がい者基本計画

○障害者基本法に基づく計画です。

○障がい者の日常生活及び社会生活に関わる様々な施策を総合的、体系的に示した計画です。

〔 相談支援、保健・医療、療育・保育・教育、雇用・就労、情報提供・  
意思疎通支援、安全・安心、差別解消・権利擁護など 〕

障害者総合支援法

### ● 宜野湾市第5期障がい福祉計画

○障害者総合支援法に基づく計画です。

- ・成果目標（計画の目標）や障害福祉サービス等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策
- ・地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策

児童福祉法

### ● 宜野湾市第1期障がい児福祉計画

○児童福祉法に基づく計画です。

- ・成果目標（計画の目標）や障害児通所支援等の見込み量の設定
- ・成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策